

## なでしこジャパン 育児サポート制度

### 1. 目的

選手が母親になっても、なでしこジャパンの活動に参加し、集中できる環境を整えることにより、なでしこジャパンの強化を図る。さらに、将来的な安心や希望を女子選手たちに与え、女子サッカー全体の活性化を図る。

### 2. 概要

なでしこジャパンの合宿・遠征に、選手の子どもと子どもに対応をするベビーシッターを帯同させ、それにかかる費用をJFAが負担する。

### 3. 認定

#### 1) 認定条件

##### ① 選手資格

なでしこジャパン監督が、なでしこジャパンの選手として招集を望む選手

##### ② 選手の家庭環境

- ・ 選手（母親）と離れて過ごすことがまだできない子どもがいる
- ・ 子どもを置いて、なでしこジャパンの活動に参加することが不可避の事情によりできない

##### ③ 子どもの年齢

原則として、1歳6ヶ月以上3歳以下。

ただし上記年齢外であっても、家庭環境や諸事情により子ども帯同の希望があれば、その都度、検討する。

#### 2) 認定方法

なでしこジャパン監督より、本制度適用候補選手を女子委員会へ推薦。

↓

女子委員会にて、選手本人のなでしこジャパン活動参加、子ども帯同希望の意思を確認。

↓

女子委員会にて、上記認定条件該当するかを検討のうえ、本制度適用選手を承認。

(理事会・技術委員会には報告。)

↓

女子委員会承認後、選手・JFAで覚書を締結。締結後、子ども・ベビーシッター帯同が可能となる。

#### 3) 認定期間

認定期間は覚書締結日～当該年12月末までとする。翌年の活動については改めて認定を行う。

認定期間中であっても、状況・事情により解除することができる。

### 4. 帯同活動

#### 1) 帯同対象活動

##### ① 国内合宿

上記認定期間中のなでしこジャパンの活動全てに、子ども・ベビーシッターの帯同が可能。

### ② 海外遠征

海外遠征の2ヶ月前までに遠征先の情報をスポーツ医学委員会に提出し、医学的見地によるリスクについて判断をおおぎ、認められた遠征にのみ、帯同可能とする。

### 2) ベビーシッター

原則として、選手の親族(女性)とする。

ただし、国内で選手の親族が対応できない場合は、JFAがプロのベビーシッターを探し、帯同させる。

### 3) 医療対応

帯同活動中の子どもまたはベビーシッターの医療対応は、主治医への連絡、または／及び、活動場所付近の医療機関の利用で対応し、原則としてチームドクターの業務範囲外とする。

海外遠征の場合には、JFAが外務省医務官情報や現地日本人会などから情報を事前に収集し、遠征先で利用できる医療機関を予めリストアップしておく。

### 4) 費用

帯同活動中の子ども・ベビーシッターにかかる全ての費用はJFAで負担する。

### 5) 帯同に際する留意点 ※覚書に記載

① 帯同する子どもとベビーシッター(親族が対応する場合)の行動・健康等の管理は、選手本人が行い、一切の責任を負う。

② 選手は帯同活動前に以下のことを行う。(以下にかかる費用は本人負担とする。)

- ・ 子どもの健康状態が帯同に適しているかどうか、主治医の診断書を得る。
- ・ 海外遠征に帯同する場合は、主治医の指示に従い、予防接種等の渡航準備を行う。
- ・ 常備薬を準備する。